

# 目 次

入居するにあたって	1	台所	22
<b>I. 宿舍の暮らし</b>	<b>2</b>	浴室	23
1. 快適な団地生活のために	3	ガス風呂	24
引越しなどの荷物運搬時のお願い	6	水洗トイレ	25
危険防止等のためのお願い	7	バルコニー	28
2. 広島大学とあなたとの約束	8	電気	29
宿舎貸与の条件	8	ガス	31
原状回復について	9	水道	33
修繕費の負担について	10	<b>III. 共用施設</b>	34
入居者負担で修繕していただく範囲	10	階段・廊下	35
広島大学負担で修繕する場合	12	ごみ置場	35
共益費の負担について	12	遊び場	36
共益費により負担していただく主なもの	13	テレビアンテナ	37
動物の飼育禁止について	14	その他	37
改造・模様替等について	14	<b>IV. 宿舎の管理と諸手続</b>	38
団地内での自動車の駐車について	14	宿舎の管理	39
団地内での屋外広告物の掲示について	15	諸手続	40
宿舎の転貸等の禁止について	15	宿舎の申請・届出手続一覧表	40
3. 団地の防犯・防災	16	駐車場の申込み等について	41
団地の防犯	16	退居時の手続	42
団地の防災	16	別表1 宿舎退居時の点検表	44
地震	16	宿舎原状回復等実施基準	45
火事	17	退居に際してのご注意	48
台風	17	別表2 宿舎管理人一覧・連絡先	50
<b>II. 宿舎の設備</b>	<b>18</b>	別紙1 損傷又は汚損の確認・申出書	52
玄関	19	別紙2 修繕連絡票	54
居室	20		

## 入居するにあたって

- 宿舎の鍵は、宿舎管理人に「宿舎貸与承認書」を提示して、宿舎管理人が保管している「鍵の受渡簿」に所要事項を記入押印のうえ受領し、原則として宿舎管理人立会のもとに入居し、その指示に従ってください。

なお、その際宿舎管理人が「居住者名簿」の用紙を渡しますので、所要事項を記入して宿舎管理人にご提出ください。

(注) 宿舎管理人の勤務時間については別表2の「宿舎管理人勤務時間一覧表」をご覧ください。

- 電気・ガス・水道等の開栓は、直接入居者が関係会社等に連絡のうえ手続きをしてください。

また使用上の不注意から事故が発生することのないよう取扱方法及び注意事項を十分聞いて使用してください。

- 入居したら、宿舎内外を点検し、退居時の修繕漏れがあれば、すみやかに宿舎管理人に「宿舎の損傷又は汚損の確認・申出書」(50ページ別紙1)を提出し、指示に従ってください。申し出がない場合には、異常がなかったものとみなします。

